

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値（案）

今回基準値の設定を行う水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値（案）は次のとおりです（農薬登録保留基準については参考1を参照）。

農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成18年12月環境省告示第143号）を改正し、下表左欄の農薬の成分の公共用水域における水産動植物被害予測濃度について下表右欄の基準値を新たに設定します。

なお、新たに設定する基準値は改正告示の公布の日から適用することとします。

(E) - 1 - (2 - クロロ - 1, 3 - チアゾール - 5 - イルメチル) - 3 - メチル - 2 - ニトログアニジン（別名クロチアニジン）	2.8 µg / l
2, 6 - ジクロロチオベンズアミド（別名クロルチアミド又はDCBN）	4,100 µg / l
2, 6 - ジクロロベンゾニトリル（別名ジクロベニル又はDBN）	150 µg / l
(EZ) - 3 - (2 - クロロ - 1, 3 - チアゾール - 5 - イルメチル) - 5 - メチル - 1, 3, 5 - オキサジアジナン - 4 - イリデン（ニトロ）アミン（別名チアメトキサム）	3.5 µg / l
2, 6 - ジクロロ - 4 - (3, 3 - ジクロロアリルオキシ) フェニル = 3 - [5 - (トリフルオロメチル) - 2 - ピリジルオキシ] プロピル = エーテル（別名ピリダリル）	0.38 µg / l
(RS) - シアノ - 3 - フェノキシベンジル = (RS) - 2 - (4 - クロロフェニル) - 3 - メチルブチレート（別名フェンバレレート）	0.042 µg / l
(E) - {2 - [6 - (2 - クロロフェノキシ) - 5 - フルオロピリミジン - 4 - イルオキシ] フェニル} (5, 6 - ジヒドロ - 1, 4, 2 - ジオキサジン - 3 - イル) メタノン = O - メチルオキシム（別名フルオキサストロビン）	47 µg / l
2, 6 - ジクロロ - N - [3 - クロロ - 5 - (トリフルオロメチル) - 2 - ピリジルメチル] ベンズアミド（別名フルオピコリド）	130 µg / l

2, 2, 3, 3 - テトラフルオロプロピオン酸ナトリウム (別名フルプロパネートナトリウム塩又はテトラピオン)	3,500 µg / l
(RS) - 2 - (2, 4 - ジクロロフェニル) - 1 - (1H - 1, 2, 4 - トリアゾール - 1 - イル) ヘキサン - 2 - オール (別名ヘキサコナゾール)	290 µg / l
S - エチル = ペルヒドロアゼピン - 1 - カルボチオアート (別名モリネート)	500 µg / l